日調連発第３０５号
令和６年１月１１日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

公益通報者保護制度の広報資料について（依頼）

この度、消費者庁から法務省民事局民事第二課を通じて、標記広報資料が下記 URL に掲載されている旨のお知らせがありましたので、貴会会員への周知方にご協力いただきますようお願いします。

なお、同庁では、客年７月に発覚した中古車買取・販売大手の不祥事において、公益通報者保護法に基づく初の報告徴収及び指導が実施されたことを受け、令和４年６月１日に改正法（※）が施行された公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）の周知・啓発に取り組んでいるとのことです。

記

○消費者庁ウェブサイト「はじめての公益通報者保護法」
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whisleblower_protection_system/hajimete

※　改正法により、常時使用する労働者が 300 人を超える事業者は、内部公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置をとることが義務付けられました（常時使用する労働者が 300 人以下の事業者については努力義務）。